

いじめ防止等のための 基本的な方針

令和7年4月
三芳町立藤久保中学校

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義（条例第2条）	
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念（条例第3条）	
3 藤久保中学校基本方針の策定の目的	
第2章 いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	3
2 本校におけるいじめの防止等に関する措置	4
【図1】藤久保中学校いじめ対応マニュアル（全体図）	7
3 いじめ防止に係る年間活動計画	8
第3章 重大事態への対処	9
1 三芳町教育委員会又は本校による調査	9
2 【図2】重大事態への対処の流れ	13
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

本校では、いじめ問題への取組にあたり、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めている。特に「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動を中心に据え、教育活動全体を通し、全教職員が日々実践している。

本校、いじめ防止のための基本的な方針（以下「藤久保中学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策をさらに実効的なものとし、生徒の安全、尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義「三芳町いじめのないまちづくり条例第2条」（以下「条例」という。）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの様態】（国の基本方針より）

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたりされる など

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念（条例第3条）

- （1）いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- （2）いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという強い信念の下、主体的にいじめの問題を解決する実践力

を身に付けた児童等の育成を目指さなければならない。

- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、町立学校、町民、保護者及びその他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指さなければならない。

【いじめの理解】

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ・ いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、子どもが被害者にも加害者にもなりうる場合がある。
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えない行為である。
- ・ いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。

3 藤久保中学校基本方針の策定の目的

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

藤久保中学校基本方針では、「三芳町いじめ防止等のための基本方針」を受け、本校の実情に応じ、いじめ防止対策の基本的な方向を示す。そして、いじめの防止や早期発見、対処が、体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。更に、取組の実効性を高めるため、藤久保中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

第2章 いじめの防止等のために本校が実施する施策

1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「藤久保中学校いじめ問題対策委員会」（以下「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から本校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いのある情報についての対応を組織的に実施するための中核となる。

オ いじめ、若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

2 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教員の資質向上のための取組

- 校内研修をとおして教職員の資質向上を図る。
- 年度当初に生徒理解のための校内研修を実施する。
- 三芳町こども支援課や福祉課の主催する研修会に参加し、さらに特別支援教育への知識・理解を深め、教育活動全体に活用する。
- 週1回の生徒指導部会及び教育相談部会を実施し、生徒の実態把握と情報の共有を図り、いじめが疑われる場合には対応を協議する。また、いじめ未然防止のための具体策を検討し、教職員に周知徹底する。
- 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発するサインを見逃さない。
- いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。
- 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学級経営を充実させる
- 「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることがいじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。
- 彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」等を活用し研修会を年1回実施する。

(イ) いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

- 各学級で年間を通して、社会性（ソーシャルスキル）の育成及びコミュニケーション能力の育成を図る。そのために、3年間を見通した計画的な特別活動を実践する。
- 人権作文や人権標語に取り組むことにより、人権教育の深化、充実を図る。
- 人権感覚育成プログラムを活用した授業を年1回実施する。
- 道徳的判断力・実践力を育てる日（道徳の日）を設定し、「彩の国の道徳」等を活用して、生徒個々の豊かな心の育成と生徒間の心の絆の育成を図る。
- 総合的な学習の時間における各学年のテーマを、1学年「生命」、2学年「進路」、3学年「平和」と設定し、心の通う対人交流の能力の素地を養う。また、1学年においてスキー教室、赤ちゃんふれあい体験、学校ファーム、2学年では職場体験、

修学旅行等への取組や体験活動を通して豊かな情操をはぐくむ。

- 11月を「いじめ撲滅強化月間」として、生徒会主催のいじめ撲滅集会（朝会）を実施する。

（ウ）保護者同士のネットワークづくり

- PTA朝のあいさつ運動を毎学期2回以上行い、保護者同士・保護者と生徒のつながりを深める。
- 「家庭教育学級（親の学習）」を年4回以上実施する。その推進を通して、いじめの防止等の保護者の役割についての啓発を図る。
- 隔月のPTA運営委員会に参加し、学校での子供の様子について知らせるとともに居住区内での見守り、声かけ等の活動を依頼し、生徒が安心できる環境づくりに努める。
- 年度初めに学区内の区長会議等の集まりに積極的に参加し、学校が講ずるいじめの防止等の対策に協力していただけるよう努めるとともにいじめを発見した場合には学校に連絡、情報提供をいただけるようつながりを深める。

（エ）インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 特別活動の時間や総合的な学習の時間を活用して、ネット問題に詳しい専門家を招聘するなど、年1回生徒、保護者向け講演会を実施する。
- 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。
- 埼玉県警のサイバー犯罪防止やその他関係諸機関との連携を図り、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努める。

② 早期発見

全職員が、生徒のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、生徒の現状を全職員で情報共有し、事実に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- 「I's2019」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、生徒に声をかける。
- 全教職員が日々の観察や生活ノート、諸調査等から、人間関係の変容の把握、集団の雰囲気の変化に気づく等感性を磨く。
- 週1回生徒指導部会及び教育相談部会を実施し、生徒の実態把握と情報の共有を図る。また、いじめ未然防止のための具体策を検討し、継続して実施する。
- スクールカウンセラーによる定期・不定期の面談（カンファレンス）を実施し、積極的に生徒、保護者の悩みに耳を傾け、心の内面に迫る相談活動を推進する。
- さわやか相談室を計画的に運営し、さわやか相談員等による相談活動を推進する。また、生徒の些細な変容をつかむ場として活用する。
- 「学校生活に関するアンケート」を月1回行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 学校全体で行う全校三者面談において、子どもの変化、友達関係の変化、保護者の悩み等に耳を傾け、学校外での本人の様子を把握する。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒への指導及びその保護者への指導（「I's2019」を参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒及びその保護者への支援（「I's2019」を参照する）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意し、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築く。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級集団全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道德教育の充実を図る。
- ・特別活動の取組を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して学級の連帯感を育てる。

(カ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

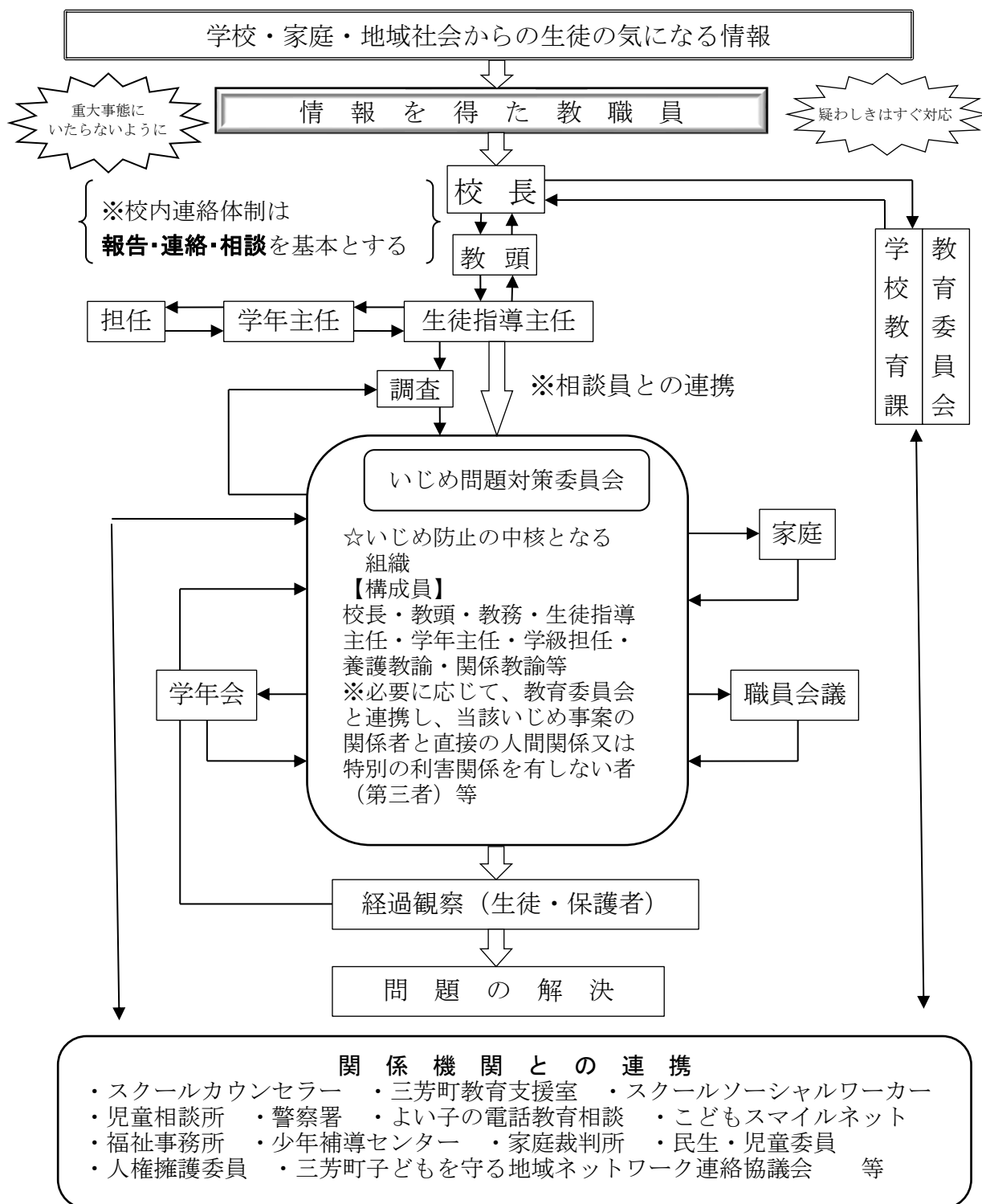
本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、情報の共有、その他適切な措置をとる。

(キ) 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

(ク) いじめの情報を得た場合には、藤久保中学校いじめ対応マニュアルのとおり対応する。

【図1】 藤久保中学校いじめ対応マニュアル(全体図)



3 いじめ防止に係る年間活動計画

	いじめ防止等に係る年間活動計画					
	1 学年	2 学年	3 学年	週 1 回実施	月 1 回実施	その他
4 月	・新入生いじめ防止教育（生徒指導部） ・「令和 7 年度藤久保中学校いじめ防止等のための基本的な方針」策定（企画委員会） ・各学年、各教科、各委員会、いじめ防止基本方針における取組 ・土曜参観・保護者会	・在校生いじめ防止教育（生徒指導部）		道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	新入生を迎える会 保護者会 家庭訪問 全国学テ・県学テ 学校防災訓練
5 月	・体育祭への取組（学級の団結・仲間との協力）：体育科・特別活動部 ・「彩の国の道徳」の活用（自分を知る、自己肯定感の向上）：道徳部 ・校内研修実施「生徒理解」「Q－Uの活用」等 ・あいさつ運動実施（教職員・保護者）部活動保護者会			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	家庭訪問 部活動保護者会 PTA 総会 体育祭
6 月	・クリーン作戦実施（地域清掃活動）：生徒会 ・藤久保小中連絡協議会実施（授業公開・情報交換）：全教職員 ・薬物乱用防止教室実施（社会性の向上）：各担当 ・藤久保プラム強化月間（生徒会いじめ防止運動）：生徒会			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	保護者会 上級学校訪問 歯科保健指導
7 月	・夏季休業に向けての指導（人間関係のトラブル防止・ネットいじめ防止等）：生徒指導部 ・「藤久保中学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・民生委員・児童委員との話し合い実施（地域との連携・情報交換） ・あいさつ運動実施（教職員・保護者）・2 年職場体験・3 年平和学習			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	学校保健委員会 学力補充 三者面談 学校評議会
8 月	・校内研修実施（人権教育・ユニバーサルデザイン・Q－U他）：全教職員 ・藤久保小中連絡協議会実施（合同研修会・情報交換）：全教職員					学校後援会 学力補充
9 月	・あいさつ運動実施（教職員・保護者） ・教育相談週間実施（悩み相談・人間関係の醸成）：全学年			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	学校防災訓練 生徒会役員選挙
10 月	・非行防止教室実施（人間関係のトラブル防止・ネットいじめ防止等）：生徒指導部 ・総合的学習の時間発表会「藤花祭（1 年：命・2 年：進路・3 年：平和）」実施（人間性の向上・より良い人間関係の醸成） ・あいさつ運動実施（教職員・保護者） ・藤久保プラム強化月間（生徒会いじめ防止運動）：生徒会			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	学校公開 保護者会 地域連携防災訓練
11 月	・「彩の国教育の日」に合わせた学校公開・保護者会実施（家庭・地域との連携） ・生徒会主催のいじめ撲滅集会（朝会）実施（「いじめ撲滅強化月間」） ・全校三者面談実施（悩み相談・人間関係の醸成）：全学年 ・合唱祭 ・保護者対象いじめアンケート調査実施分析			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	合唱祭 学校後援会
12 月	・赤ちゃんふれあい体験 1 学年 ・三者面談実施（悩み相談・人間関係の醸成） ・冬季休業に向けての指導（人間関係のトラブル防止・ネットいじめ防止等）：生徒指導部 ・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	進路検討委員会 校長面接 （3 年生）
1 月	・スキー教室 1 年・新入生体験入学 ・校内研修「学校評価」実施（今年度のまとめと来年度に向けて） ・福祉体験実施（3 年「手話体験」）：社会福祉協議会と連携 ・藤久保プラム強化月間（生徒会いじめ防止運動）：生徒会			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	学校防災訓練 保護者会 学校保健委員会
2 月	・校内研修「学校評価」実施（今年度のまとめと来年度に向けて） ・修学旅行 2 年・あいさつ運動実施（教職員・保護者） ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・福祉体験実施（1 年「車いす」2 年「ガイドヘルプ」）：社会福祉協議会と連携			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	修学旅行 新入生保護者 説明会 保護者会
3 月	・藤久保小中連絡協議会実施（授業公開・情報交換）：全教職員 ・あいさつ運動実施（教職員・保護者） ・学年末・春季休業に向けての指導（人間関係の醸成・ネットいじめ防止等）：生徒指導部 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）			道徳・特別活動 生徒指導部会 教育相談部会 ※必要に応じ不定期開催	問題対策委員会 職員研修 企画委員会 生活アンケート	3 年生を送る会 球技大会卒業式 修了式 学校評議会 アレルギード対応委員会

※家庭教育学級（親の学習）については、各年度の P T A 総会後に日時を決定する。

第3章 重大事態への対処

1 三芳町教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

イ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

○生徒が自殺を企図した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 等

ロ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

ハ その他の場合

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、三芳町教育委員会に報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にし、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

ロ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- イ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- ロ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ハ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ニ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ホ 本校が調査の主体となる場合の組織については、本校のいじめ問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）など、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。なお、調査主体に関しては三芳町教育委員会と協議する。
- ヘ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ト 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- チ 本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- リ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒（児童生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「I's2019」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

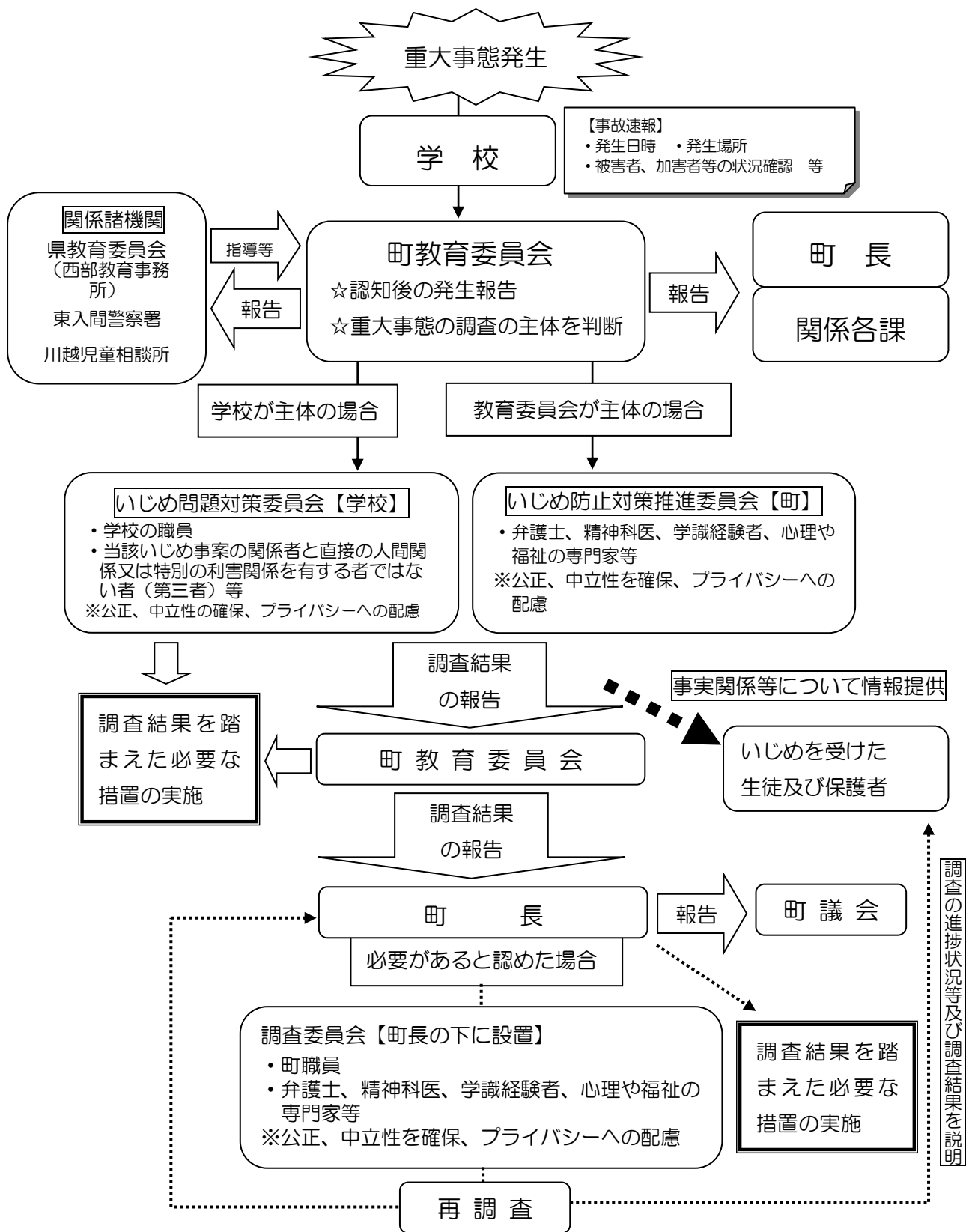
また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

2 【図2】重大事態への対処の流れ



第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、藤久保中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、藤久保中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。